

京都市告示第 448 号

景観法第 8 条第 1 項の規定により景観計画を定めましたので、同法第 9 条第 6 項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 17 年 12 月 27 日

京都市長 梶本 頼兼

1 景観計画の名称

京都市景観計画

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市都市計画局都市景観部

(都市計画局都市景観部景観企画課)